

# 關係資料

資料2-1-1 市街地再開発事業・土地区画整理事業の状況

平成19年3月31日現在

地区名	施行者	面積(ha)	認可年月日	備 考
国分駅前地区	市	1.55	昭和53年11月20日	市街地再開発事業 (国分駅前第1種市街地再開発事業)
高井田地区	組合	20.02	昭和59年10月26日	土地区画整理事業
法善寺地区	組合	7.90	昭和47年6月12日	土地区画整理事業
旭ヶ丘地区	組合	2.07	昭和50年10月7日	土地区画整理事業
柏原駅西口地区	市	1.1	平成13年8月30日	市街地再開発事業 (柏原駅西口地区第2種市街地再開発事業)

資料2-1-2 防火地域・準防火地域の指定状況

平成19年3月31日現在

区 分	面積(ha)	備 考
防火地域	8.4	商業地域
準防火地域	23.0	近隣商業地域

資料2-1-3 都市公園等の整備状況

平成19年3月31日現在

区 分	計画面積(m <sup>2</sup> )	開設面積(m <sup>2</sup> )	備 考
都市計画公園緑地	96,800	17,800	
その他の公園緑地		115,900	
駅前広場	13,420	8,040	
合 計	110,220	141,740	

## 資料2-1-4 都市計画道路の整備状況

平成19年3月31日現在

路線番号	路線名	計 画		整備済 延長 (m)	整備率 (%)	備 考
		幅 員 (m)	延 長 (m)			
3・3・221-1	大阪柏原線	25	550	0	0.0	
3・4・221-2	大阪外環状線	20	560	560	100.0	
3・4・221-3	大泉本郷線	16	1,900	0	0.0	
3・4・221-4	柏原高井田線	16	3,400	0	0.0	
3・4・221-5	法善寺築留線	16	1,500	600	40.0	
3・4・221-6	国分東条線	16	1,630	610	37.4	
3・4・221-7	国分道明寺線	16	1,450	70	4.8	
3・4・221-8	上市今町線	16	500	0	0.0	
3・4・221-9	田辺旭ヶ丘線	16	460	0	0.0	
3・4・221-10	柏原駅東線	16	250	0	0.0	
3・4・221-11	柏原駅西線	16	60	0	0.0	
3・5・221-12	山の井高井田線	12	3,140	250	8.0	
3・5・221-13	国分羽曳野線	12	2,030	420	20.7	
3・5・221-14	平野本郷線	12	1,830	0	0.0	
3・5・221-15	柏原大和高田線	12	3,160	830	25.2	
3・5・221-16	玉手山線	12	1,340	120	9.0	
3・5・221-17	太平寺本郷線	12	1,030	0	0.0	
3・5・221-18	法善寺平野線	12	600	0	0.0	
3・5・221-20	安堂線	12	340	0	0.0	
3・5・221-21	大正北条線	12	300	0	0.0	
20路線	計		25,390	3,460	13.3	

資料2-1-5 河川・水路一覧表

名 称	管 理 者
大 和 川	国
石 川	国 ・ 大 阪 府
恩 智 川	大 阪 府
平 野 川	大 阪 府
原 川	大 阪 府
長 瀬 川	市
高 井 田 川	市

資料2-1-6 水防倉庫一覧

平成19年2月末日現在

名 称	所 在 地	面 積(m <sup>2</sup> )	備 考
高井田水防倉庫	高井田87	22.68	
原川水防倉庫	片山町1-31	32.40	

資料2-1-7 浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設一覧及び情報伝達方法

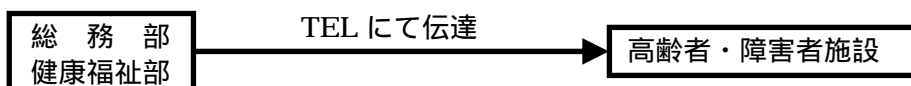
【浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設一覧】

平成19年4月1日現在

No.	施設名	所在地	電話番号	想定浸水深(m)
				大和川
高齢者・障害者施設				
1	知恵の和苑	柏原市古町 3-2-17	072-973-4801	1~2
2	グループホーム 神田イン国分	柏原市片山町 1-24	072-975-1133	0.5未満
3	グループホーム かがやき	柏原市上市 3-13-16	072-973-5105	2~5
4	高齢者福祉施設葉月	柏原市玉手町 18-51	072-976-1165	1~2
5	グループホーム ここから柏原	柏原市堂島町 2-14	072-970-2227	0.5未満

本市で浸水被害が想定されているのは、大和川と平野川であり、平野川浸水想定区域は大和川浸水想定区域と重複している。

【情報伝達方法】



資料2-1-8 要水防ため池一覧表

番号	池名	所在地	要水防提長	満水面積	貯水量	水防値
1	畑大池	雁多尾畑	70m	1.1ha	19,800m <sup>3</sup>	C
2	青谷大池	青谷	69m	0.92ha	29,000m <sup>3</sup>	C
3	国分大池	旭ヶ丘4丁目	30m	0.5ha	20,000m <sup>3</sup>	C

資料：平成18年度大阪府水防計画

## ランク

箇所番号	渓流名	河川名	箇所番号	渓流名	河川名
-015-001	来迎谷	恩智川	-015-031	青谷川左第一支溪	青谷川
-015-002	薬師谷	恩智川	-015-032	堅上小谷第一支溪	大和川
-015-003	恩智川	恩智川	-015-033	堅上小谷第二支溪	大和川
-015-004	南谷	恩智川	-015-034	青谷東支溪	大和川
-015-005	谷山溪	恩智川	-015-035	峠川	大和川
-015-006	宮山溪	恩智川	-015-036	清水谷	大和川
-015-007	宮山溪左支溪	恩智川	-015-037	亀の瀬東谷	大和川
-015-008	大久保谷	恩智川	-015-038	頭谷	大和川
-015-009	岩崎谷	恩智川	-015-039	東条東大谷第一支溪	大和川
-015-010	観音谷	恩智川	-015-040	東条東大谷第二支溪	大和川
-015-011	観音谷左支溪	恩智川	-015-041	東条東大谷第三支溪	大和川
-015-012	津超右支溪	大和川	-015-042	日ノ谷	大和川
-015-013	津超溪	大和川	-015-043	日ノ谷第一支溪	大和川
-015-014	善光寺谷	大和川	-015-044	日ノ谷第二支溪	大和川
-015-015	高井田川	高井田川	-015-045	日ノ谷第三支溪	大和川
-015-016	生津川	高井田川	-015-046	日ノ谷第四支溪	大和川
-015-017	高井田川左支溪	高井田川	-015-047	日ノ谷第五支溪	大和川
-015-018	床井谷溪	高井田川	-015-048	日ノ谷第六支溪	大和川
-015-019	高井田南支溪	大和川	-015-049	舍利山溪	大和川
-015-020	道明寺第一支溪	大和川	-015-050	田辺第一溪	原川
-015-021	道明寺第二支溪	大和川	-015-051	田辺第二溪	原川
-015-022	道明寺第三支溪	大和川	-015-052	田辺第三溪	原川
-015-023	西羅川右支溪	青谷川	-015-053	奥山大谷	原川
-015-024	莓谷	青谷川	-015-054	奥山谷	原川
-015-025	菖蒲谷	青谷川	-015-055	小松川右第一支川	原川
-015-026	キュウリ谷	青谷川	-015-056	小松川右第二支川	原川
-015-027	西羅川左第三支溪	青谷川	-015-057	支流	大和川
-015-028	西羅川左第二支溪	青谷川	-015-058	支流	高井田川
-015-029	西羅川左第一支溪	青谷川	-015-059	支流	大和川
-015-030	青谷川左第二支溪	青谷川			

ランク

箇所番号	溪流名	河川名
-015-001	支流	高井田
-015-002	支流	大和川
-015-003	支流	大和川
-015-004	支流	大和川
-015-005	支流	大和川
-015-008	支流	大和川
-015-009	支流	大和川
-015-0010	支流	大和川
-015-0011	支流	青谷川

ランク

箇所番号	溪流名	河川名
-015-001	支流	大和川
-015-002	支流	大和川
-015-003	支流	大和川
-015-004	支流	大和川
-015-005	支流	大和川
-015-006	支流	大和川
-015-007	支流	原川

資料2-1-10 地すべり危険箇所

地すべり危険箇所

平成19年12月14日現在

箇所名	河川名			所在地	区域指定 有・無
	河川名	幹川名	溪流名		
清水谷	大和川	大和川	-	柏原市小字雁多尾畑	有
高井田	大和川	大和川	-	柏原市小字高井田	
青谷	大和川	大和川	-	柏原市小字青谷	
西旭ヶ丘	大和川	大和川	-	柏原市旭ヶ丘2丁目	有
田辺二丁目	大和川	原川	-	柏原市田辺2丁目	
旭ヶ丘	大和川	原川	-	柏原市旭ヶ丘4丁目	有

地すべり防止区域

平成19年12月14日現在

地域名	所在地	面積 (ha)	指定年月日	内容
(清水谷) 亀の瀬	(峠) 雁多尾畑	9.00 73.54 <u>2.70</u> 計 85.24	昭和34年10月23日 " 42年6月8日 " 52年2月28日	明治36年地すべり発生 国土交通省直轄工事区域 保全人家戸数18戸
旭ヶ丘	(小松町) 旭ヶ丘4丁目	5.46	昭和58年3月31日	昭和57年地すべり発生 保全人家戸数 269戸
西旭ヶ丘	旭ヶ丘2丁目	3.98	昭和61年12月11日	昭和61年地すべり発生 保全人家戸数 269戸

## 急傾斜地崩壊危険箇所

## ランク (自然斜面)

箇所名	位置	箇所名	位置
本堂	柏原市本堂	本町(2)	柏原市国分本町5丁目
山ノ井	柏原市山ノ井町	国分本町	柏原市国分本町4丁目
平野(2)	柏原市平野2丁目	本町(3)	柏原市国分本町7丁目
平野(3)	柏原市平野2丁目	玉手	柏原市玉手町
平野(4)	柏原市平野2丁目	円明	柏原市円明町
平野(5)	柏原市平野2丁目	青谷(3)	柏原市青谷
大巣(1)	柏原市大巣4丁目	青谷(4)	柏原市青谷
大巣(2)	柏原市大巣4丁目	国分東条町	柏原市国分東条町
畑(2)	柏原市雁多尾畑	東条	柏原市国分東条町
畑(3)	柏原市雁多尾畑	国分本町(2)	柏原市国分本町7丁目
畑(4)	柏原市雁多尾畑	畑(26)	柏原市雁多尾畑
畑(5)	柏原市雁多尾畑	高井田(3)	柏原市高井田
畑(6)	柏原市雁多尾畑	高井田(4)	柏原市高井田
畑(7)	柏原市雁多尾畑	国分市場1丁目(1)	柏原市国分市場1丁目
峠	柏原市峠	国分市場1丁目(2)	柏原市国分市場1丁目
太平寺	柏原市太平寺	青谷(6)	柏原市青谷
安堂	柏原市安堂町	青谷(12)	柏原市青谷
堅上	柏原市青谷	青谷(11)	柏原市青谷
青谷(1)	柏原市青谷	国分本町4丁目(1)	柏原市国分本町4丁目
青谷(2)	柏原市青谷	国分本町4丁目(2)	柏原市国分本町4丁目
市場(1)	柏原市国分市場1丁目	国分本町7丁目(1)	柏原市国分本町7丁目
本町(1)	柏原市国分本町5丁目		

## ランク (人工斜面)

箇所名	位置
平野	柏原市平野2丁目
畑	柏原市雁多尾畑



ランク（自然斜面）

箇所名	位置	箇所名	位置
山ノ井町（2）	柏原市山ノ井町	畑（13）	柏原市雁多尾畑
山ノ井町（3）	柏原市山ノ井町	畑（12）	柏原市雁多尾畑
平野（7）	柏原市平野2丁目	畑（14）	柏原市雁多尾畑
本堂（2）	柏原市本堂	安堂町（2）	柏原市安堂町
本堂（3）	柏原市本堂	安堂町（3）	柏原市安堂町
本堂（5）	柏原市本堂	高井田（1）	柏原市高井田
本堂（6）	柏原市本堂	高井田（2）	柏原市高井田
本堂（4）	柏原市本堂	青谷（5）	柏原市青谷
平野（6）	柏原市平野2丁目	市場（2）	柏原市国分市場1丁目
大県（3）	柏原市大県4丁目	青谷（10）	柏原市青谷
太平寺2丁目	柏原市太平寺2丁目	青谷（9）	柏原市青谷
畑（16）	柏原市雁多尾畑	国分市場2丁目	柏原市国分市場2丁目
畑（15）	柏原市雁多尾畑	東条町（2）	柏原市国分東条町
横尾（1）	柏原市雁多尾畑	玉手町（1）	柏原市玉手町
横尾（2）	柏原市雁多尾畑	玉手町（2）	柏原市玉手町
横尾（3）	柏原市雁多尾畑	玉手町（3）	柏原市玉手町
畑（17）	柏原市雁多尾畑	旭ヶ丘2丁目（1）	柏原市旭ヶ丘2丁目
畑（8）	柏原市雁多尾畑	田辺2丁目（1）	柏原市田辺2丁目
畑（9）	柏原市雁多尾畑	田辺2丁目（3）	柏原市田辺2丁目
畑（10）	柏原市雁多尾畑	東条町（3）	柏原市国分東条町
畑（18）	柏原市雁多尾畑	東条町（4）	柏原市国分東条町
畑（19）	柏原市雁多尾畑	東条町（5）	柏原市国分東条町
畑（20）	柏原市雁多尾畑		

ランク（自然斜面）

箇所名	位置	箇所名	位置
平野（10）	柏原市平野	青谷（14）	柏原市青谷
本堂（7）	柏原市本堂	青谷（15）	柏原市青谷
本堂（8）	柏原市本堂	青谷（16）	柏原市青谷
畑（21）	柏原市雁多尾畑	東条町（6）	柏原市国分東条町
畑（22）	柏原市雁多尾畑	東条町（7）	柏原市国分東条町
本堂（9）	柏原市本堂	国分市場1丁目（3）	柏原市国分市場
本堂（10）	柏原市本堂	東条町（8）	柏原市国分東条町
畑（23）	柏原市雁多尾畑	東条町（9）	柏原市国分東条町
平野（8）	柏原市平野	玉手町（4）	柏原市玉手町
平野（9）	柏原市平野	円明町（1）	柏原市円明町
平野（11）	柏原市平野	東条町（10）	柏原市国分東条町
太平寺（1）	柏原市太平寺	田辺2丁目	柏原市田辺2丁目
畑（24）	柏原市雁多尾畑	旭ヶ丘4丁目（2）	柏原市旭ヶ丘4丁目
安堂町（1）	柏原市安堂町	旭ヶ丘4丁目（3）	柏原市田辺2丁目
安堂町（2）	柏原市安堂町	田辺2丁目（4）	柏原市田辺2丁目
畑（25）	柏原市雁多尾畑		

急傾斜地崩壊防止区域

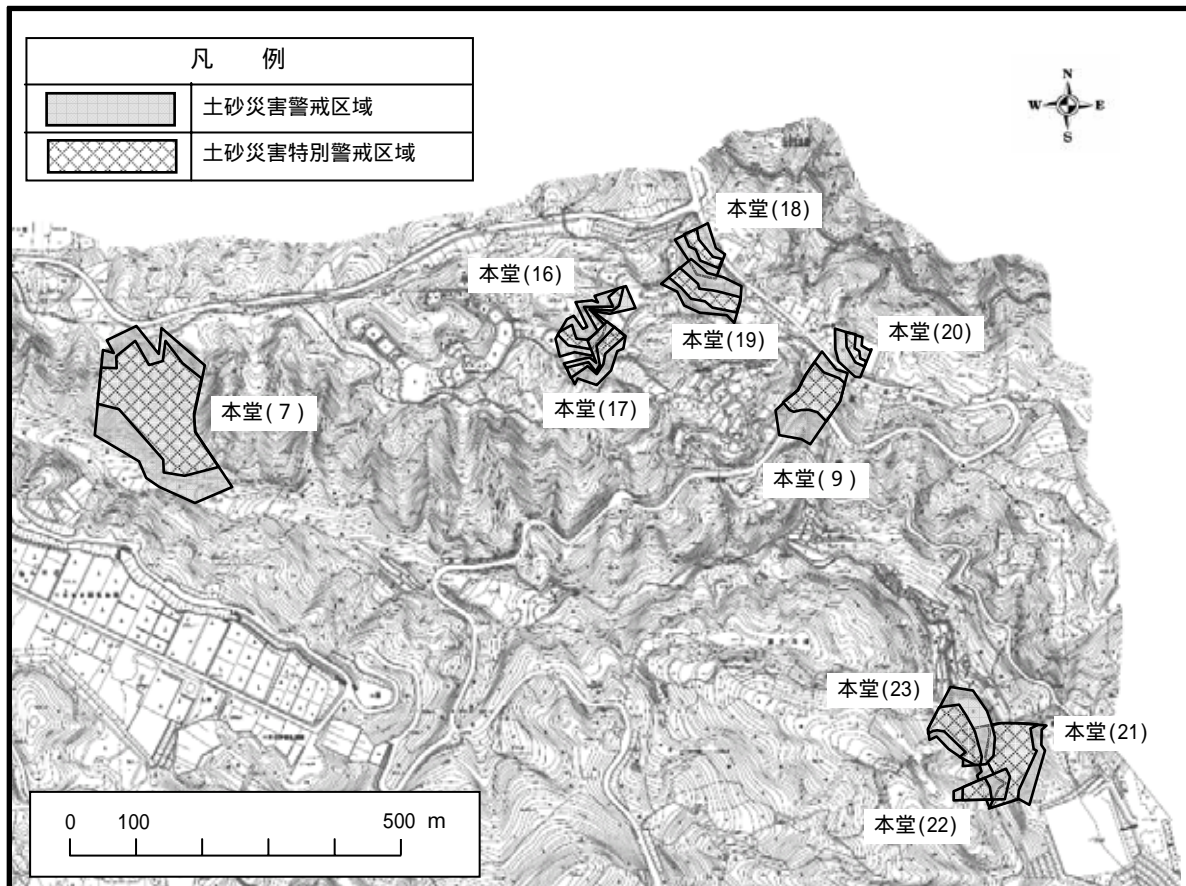
平成19年12月14日現在

急傾斜地崩壊危険区域	指定年月日	指定面積 (㎡)	保全人家戸数 (戸)	防災工事関係
柏原市大字峠18-3他	昭和51年7月30日	31,420	33	昭和58年概成
柏原市国分本町4-599-1地先	昭和62年3月30日 (追加)	939	6	昭和63年概成
	平成7年3月31日	1,711	7	
		計 2,650	計 13	
柏原市青谷	平成2年3月30日	4,925	24	平成3年概成
柏原市雁多尾畑	平成4年3月30日	3,850	6	平成6年概成
柏原市国分本町	平成4年3月30日	4,767	18	平成6年概成
柏原市国分東条町	平成7年3月31日	1,352	8	平成7年概成
柏原市国分市場1丁目	平成13年6月15日	6,808	31	平成12年概成
柏原市雁多尾畑	平成17年4月5日	2,132	8	平成18年概成

区域名	所在地	種 別	指定年月日	備 考
峠	柏原市大字峠	1 種	昭和51年 7 月30日	
国分本町	柏原市国分本町	1 種	昭和62年 3 月30日	平成 7 年 3 月31日 - 追加
堅上	柏原市青谷	1 種	平成 2 年 3 月30日	
畑( 5 )	柏原市雁多尾畑	1 種	平成 4 年 3 月30日	
本町( 2 )	柏原市国分本町	1 種	平成 4 年 3 月30日	
東条	柏原市国分東条町	1 種	平成 7 年 3 月31日	
本町( 1 )	柏原市国分市場	1 種	平成13年 6 月15日	
畑( 8 )	柏原市雁多尾畑	1 種	平成17年 4 月 5 日	

区域名	区域番号	所在地	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
			指定日	告示番号	指定日	告示番号
本堂(7)	K22100010	柏原市本堂	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
本堂(9)	K22100030	柏原市本堂	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
本堂(16)	K22100050	柏原市本堂	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
本堂(17)	K22100060	柏原市本堂	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
本堂(18)	K22100070	柏原市本堂	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
本堂(19)	K22100080	柏原市本堂	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
本堂(20)	K22100090	柏原市本堂	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
本堂(21)	K22100100	柏原市本堂	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
本堂(22)	K22100110	柏原市本堂	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
本堂(23)	K22100120	柏原市本堂	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号

資料2-1-14 土砂災害警戒区域等位置図



資料2-1-15 山地災害危険地区

山腹崩壊危険地区

危険地区 番 号	位 置		危険地区 番 号	位 置	
	市町村	大 字		市町村	大 字
1	柏原市	山ノ井町	14	柏原市	大字高井田(1)
2	柏原市	平野2丁目(1)	15	柏原市	国分市場一丁目
3	柏原市	平野2丁目(2)	16	柏原市	国分東条町(1)
4	柏原市	大字平野(1)	17	柏原市	国分東条町(2)
5	柏原市	大字本堂	18	柏原市	国分東条町(3)
6	柏原市	大字太平寺	19	柏原市	国分東条町(4)
7	柏原市	大字雁多尾畑(1)	20	柏原市	大字安堂
8	柏原市	大字大県	21	柏原市	大字平野(2)
9	柏原市	大字雁多尾畑(2)	22	柏原市	大字雁多尾畑(4)
10	柏原市	大字雁多尾畑(3)	23	柏原市	大字高井田(2)
11	柏原市	大字青谷(1)	24	柏原市	国分東条町(5)
12	柏原市	大字青谷(2)	25	柏原市	旭ヶ丘
13	柏原市	安堂町	26	柏原市	大字青谷(3)

地すべり危険地区

危険地区 番 号	位 置	
	市 町 村	大 字
1	柏原市	本 堂

崩壊土砂流失危険地区

危険地区 番 号	位 置	
	市 町 村	大 字
1	柏原市	青 谷
2	柏原市	大 県(1)
3	柏原市	大 県(2)

資料2-1-16 宅地造成工事規制区域指定

平成19年3月31日現在

第1次区域	第2次区域	合 計 (ha)
651	141	792

資料2-1-17 危険物施設の現況

平成19年12月31日現在

区分	製造所	貯蔵所	貯蔵所別							取扱所	取扱所別					計
			屋外タンク	屋内タンク	屋外貯蔵所	屋内貯蔵所	地下タンク	簡易タンク	移動タンク		給油取扱所	第一種販売所	第二種販売所	一般取扱所	移送取扱所	
施設数	11	207	40	6	6	66	73	0	16	51	8	1	0	42	0	258

資料2-1-18 高圧ガス施設の現況

平成19年3月31日現在

	一般高圧ガス			液化石油ガス			計
	製造所	販売所	貯蔵所	製造所	販売所	貯蔵所	
施設数	34	31	12	0	18	0	95

\* 柏原羽曳野藤井寺消防組合管内の数値

資料2-1-19 毒物劇物関係施設の現況

平成19年3月31日現在

	製造業	輸入業	販売業	業務上取扱者
施設数等	15	2	174	5

\* 八尾保健所管内の数値

\* 業務上取扱者については、毒物及び劇物取締法第22条第1項に規定する届出対象事業者数を計上。

## 柏原市防災会議条例

〔昭和38年3月15日〕  
〔条例第5号〕

最近改正 昭和40年11月20日条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第5項の規定に基づき、柏原市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 柏原市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務  
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 大阪府の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者	3人以内
(2) 大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者	2人以内
(3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者	10人以内
(4) 教育長	
(5) 消防長及び消防団長並びに大和川右岸水防団柏原分団長	
(6) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者	8人以内
(7) その他市長が特に必要と認め任命する者	5人以内
- 6 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員に、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験者のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和39.3.16条例25)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40.11.20条例27)

この条例は、公布の日から施行する。

## 柏原市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は柏原市防災会議条例(昭和38年3月15日条例第5号)第5条の規定に基づき、柏原市防災会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は会長が招集し、議長となる。

2 会議は委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第3条 緊急を要し会議を招集するいとまがないと認めるとき又はやむをえない事情により会議を招集することができないとき、若しくは軽易な事項については、会長は会議が処理すべき事項のうち次に掲げるものについて専決処分をすることができる。

(1) 柏原市地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。

(2) 災害に関する情報を収集すること。

(3) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(4) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。

(5) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めること。

(6) 災害対策本部の設置及び連絡に関すること。

2 会長は前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しその承認を求めなければならない。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、災害対策主管課が掌握する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、そのつど会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和40年8月30日より実施する。



資料2-2-3 柏原市防災会議委員一覧

会 長 柏原市長

委 員

機 関 名	役 職
大阪府八尾土木事務所	所 長
大阪府八尾土木事務所	地域防災監
大阪府八尾保健所	所 長
大阪府柏原警察署	署 長
柏原市区長会	会 長
柏原市医師会	会 長
近畿地方整備局大和川河川事務所	所 長
N T T 大阪東支店設備部	部 長
郵便事業(株)柏原支店	支店長
J R 柏原駅	駅 長
近鉄国分駅	駅 長
関西電力(株)羽曳野営業所	所 長
大阪ガス(株)北東部導管部 緊急保安チーム	マネジャー
柏原羽曳野藤井寺消防組合	消防長
柏原市消防団	団 長
大和川右岸水防事務組合	事務局長
柏原市	副市長
	副市長
柏原市教育委員会	教育長
柏原市	水道事業管理者
柏原市市長公室	公室長
柏原市総務部	部 長
柏原市財務部	部 長
柏原市市民生活部	部 長
柏原市都市整備部	部 長
柏原市上下水道部	部 長
柏原市健康福祉部（福祉事務所）	部 長
柏原市立病院	事務局長

## 柏原市災害対策本部条例

〔昭和38年3月15日〕  
条例第6号

最近改正 平成8年3月28日条例第14号

### （趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき、柏原市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### （組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### （部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に部長及び部員を置き、それぞれ災害対策本部員のうちから災害対策本部長が指名する。

3 部長は、部の事務を掌理する。

### （雑則）

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

### 附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

### 附 則（平成8.3.28条例14）

この条例は公布の日から施行する。

## 柏原市災害対策本部運営要綱

〔昭和40年4月30日〕  
決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は柏原市災害対策本部条例(昭和38年柏原市条例第6号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、柏原市災害対策本部(以下「本部」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部長代理の順序)

第2条 条例第2条第2項の規定により、副本部長が本部長の職務を代理する順序は、助役事務分担規則(昭和38年柏原市規則第1号)第4条に定める順位による。

(本部の設置)

第3条 市長は、次の場合に本部を設置する。

- (1) 相当規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。
- (2) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の摘要を要する災害が発生したとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(本部会議)

第4条 本部会議は本部長が招集して、災害対策の基本方針を決定するものとし、本部会議に出席する者は、各課(かい)長の職にあるものとする。

(本部の所掌事務)

第5条 本部は、次の事項について方針を策定し、その実施を推進する。

- (1) 災害予防、災害応急対策、災害復旧の推進に関すること。
- (2) 被害情報の収集、伝達に関すること。
- (3) 自衛隊災害派遣要請及び撤収要請に関すること。
- (4) 関係機関に対する応援の要請に関すること。
- (5) その他災害に関する重要な事項の決定に関すること。

(本部の閉鎖)

第6条 市長は、次の場合に本部を閉鎖する。

- (1) 柏原市の地域について災害発生のおそれが解消したとき。
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- (3) その他市長が適当と認めるとき。

(関係機関への通知)

第7条 市長は、本部を設置し、若しくは閉鎖したときはその旨を、また本部会議の決定事項のうち必要と認める事項を、次に掲げる者のうち災害の内容に応じて必要と認める者に通知するものとする。

- (1) 大阪府知事
- (2) 大阪府各部関係課
- (3) 中河内府民センター、八尾土木事務所及び八尾保健所
- (4) 隣接市町村長
- (5) 消防署、警察署、柏原水防分団、消防団及び管内各地区の長または代表者

(各執行機関)

第8条 各執行機関は、それぞれ組織を整備し、本部の決定に基づく災害応急対策等を円滑に実施し推進するものとする。

(本部の庶務)

第9条 本部の庶務は、災害対策主管課において処理する。

資料2-2-6 防災用備蓄倉庫一覧

区 分	所 在 地
柏原市役所	安堂町1-55
柏原中学校	堂島町1-28

資料2-2-7 消防水利の状況

平成19年4月1日現在

	消 火 栓		防 火 水 槽				その他	合 計
	公設	私設	100m <sup>3</sup> 以上	60～100m <sup>3</sup>	40～60m <sup>3</sup>	40m <sup>3</sup> 未満	プール	
箇 所 数	1,117	58	11	12	122	0	12	1,332

資料2-2-8 柏原市消防団の現況

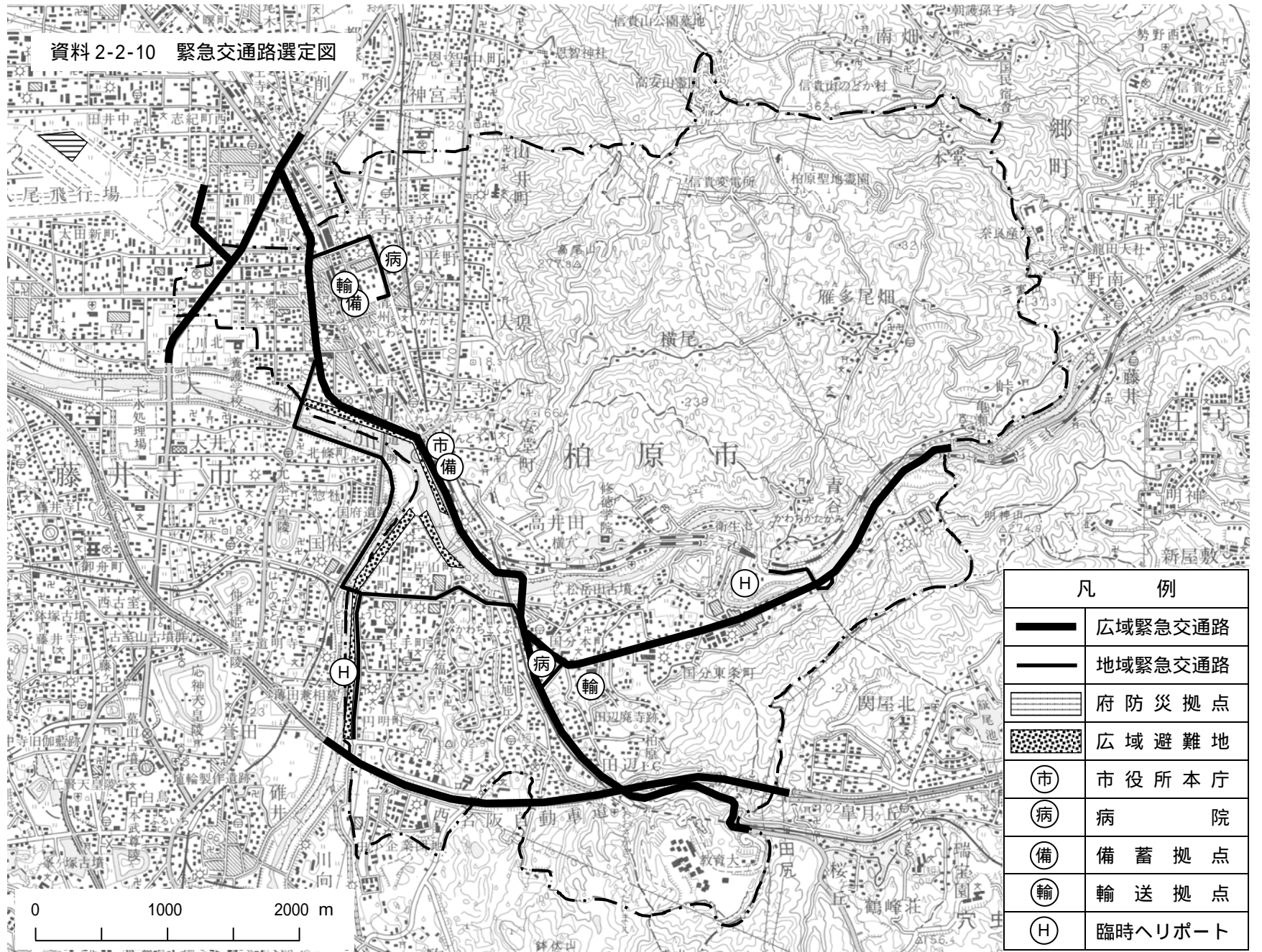
平成19年4月1日現在

		団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	合 計
団 員 数	定員	1	4	4	4	5	22	100	140
	実員	1	4	4	4	5	22	94	134
機 械 配 置	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ		人員輸送車	指 令 車	その他の車両			
		5	8	3	1	2			

資料2-2-9 市内拠点病院一覧

区 分	医療機関名	所 在 地	電話番号
市災害医療センター	市立柏原病院	法善寺1-7-9	972-0885
災害医療協力病院（府指定）	全南病院	国分本町2-3-18	976-2211

資料 2-2-10 緊急交通路選定図



資料2-2-11 災害時用臨時ヘリポート一覧

施設名称	所在地	管理者	電話番号	幅×長さ	備考
石川河川敷運動公園	玉手町	大阪府八尾土木事務所	(072)994-1515	350×68m	
青谷青少年運動広場	大字青谷	教育委員会スポーツ振興課	(072)972-1501	130×120m	大型駐機可能

資料2-2-12 避難地等

一時避難地一覧

番号	名称	所在地	面積(m <sup>2</sup> )
1	柏原中学校運動場	堂島町1-28	17,118
2	柏原小学校運動場	大正1-9-53	5,604
3	柏原東小学校運動場	大県1-8-5	5,620
4	東大阪大学柏原高等学校運動場	本郷5-993	31,026
5	堅下北中学校運動場	平野2-403-1	12,108
6	堅下南中学校運動場	安堂町878	7,420
7	堅下北小学校運動場	法善寺4-359-5	8,444
8	堅下南小学校運動場	安堂町710	6,534
9	堅下小学校運動場	平野2-1-5	5,823
10	平野こどもスポーツ広場	平野1-29	3,388
11	柏原東高等学校運動場	高井田1015	18,139
12	修徳学院運動場	高井田813	3,200
13	国分中学校運動場	国分本町7-1-20	8,785
14	玉手中学校運動場	玉手町20-17	11,340
15	国分小学校運動場	国分本町6-11-4	6,782
16	旭ヶ丘小学校運動場	旭ヶ丘3-4896	8,787
17	玉手小学校運動場	円明町1-1	8,777
18	円明運動広場	円明町1000-170	4,325
19	学校法人玉手山学園運動場	旭ヶ丘3-11-1	7,500
20	玉手山公園	玉手町7-1	3,900
21	堅上中学校運動場	雁多尾畑5905	7,906
22	青谷青少年運動広場	青谷130-11	20,142
合 計			212,668

広域避難地一覧

番号	名称	所在地	面積(m <sup>2</sup> )
23	片山青少年運動広場	片山	11,483
24	石川河川敷広場	玉手町	66,446
25	大和川右岸河川敷広場	高井田、安堂、古町	26,780
合 計			104,709

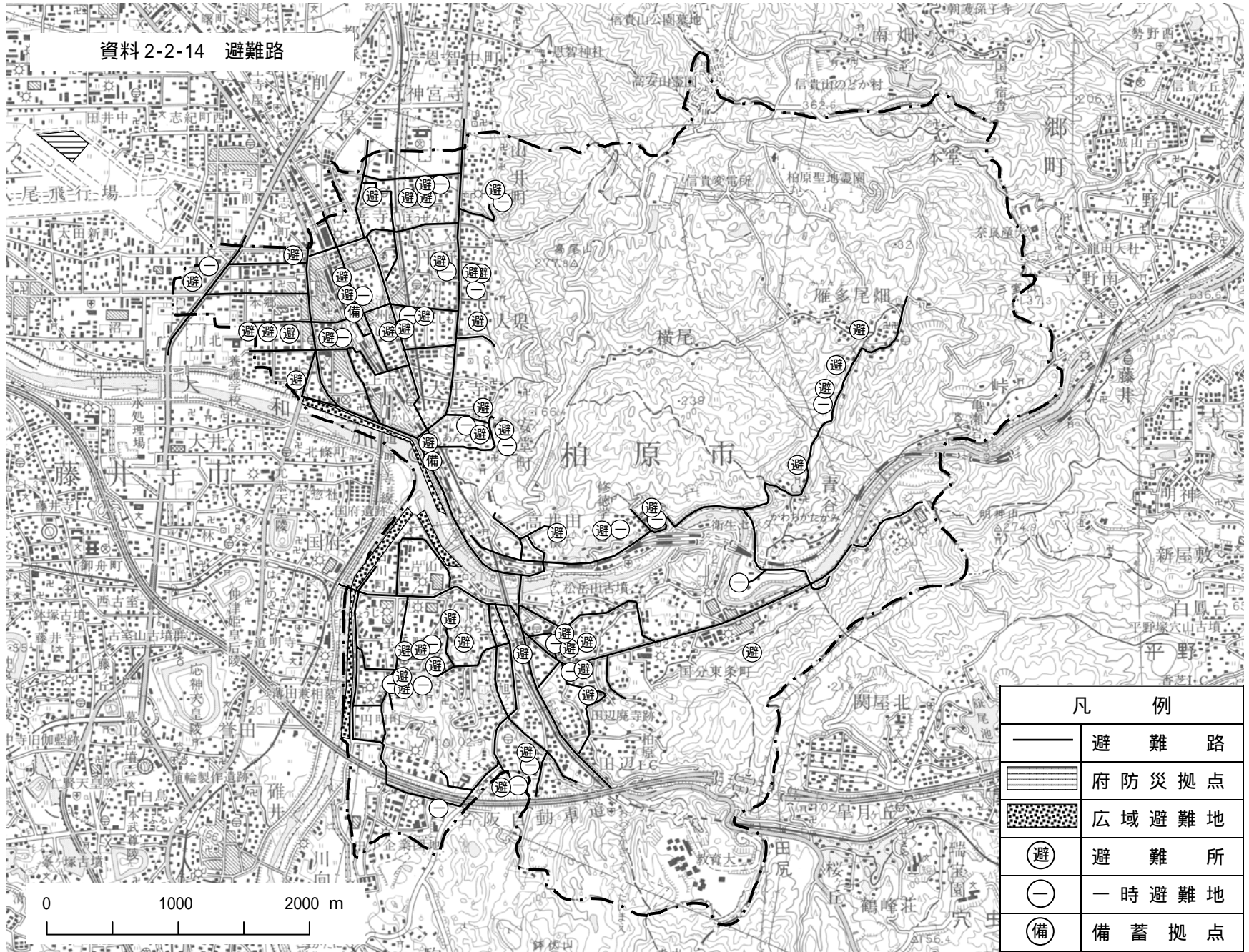
## 資料2-2-13 避難路一覧

NO.	路線名称	区 間	延長 (m)
1	国道大阪外環状線	八尾市境～藤井寺市境(柏原高校前交差)	550
2	国道25号線	八尾市境～弁天橋西交差	6,470
3	旧国道170号線	八尾市境～安堂交差	2,430
4	国道170号線	柏原駅下り交差 ～藤井寺市境(河内橋北詰交差)	300
5	国道165号線	国分南交差～大阪教育大前交差	1,400
6	府道堺大和高田線	藤井寺市境～国分交差	1,400
7	府道水分駒ヶ谷線	原川東交差～旭ヶ丘南交差	1,710
8	府道本堂高井田線	芝山橋西詰～留所山霊園付近	3,280
9	本郷平野線	柏原高校北交差～平野交差	1,810
10	本郷太田線	柏原高校前交差～本郷中交差	780
11	本郷5号線	藤井寺市境～柏原小学校西交差	730
12	大正1号線	藤井寺市境～柏原駅下り交差	420
13	長瀬川西線	八尾市境～南若松橋	1,230
14	上市法善寺線	八尾市境～安堂北交差	2,060
15	山ノ井法善寺線	上市法善寺線～山ノ井交差	730
16	法善寺15,12,16,14,18号線他1	上市法善寺線～法善寺1号踏切	640
17	法善寺31,32号線	法善寺1号踏切～上市法善寺線(柏羽藤消防署柏原出張所北側付近)	500
18	平野16号線	平野北交差～堅下北中学校	500
19	本郷45号、清洲今町、府道柏原停車場線	柏原小学校西交差～大県交差	1,110
20	大県4号線	堅下駅～上市法善寺線	180
21	清洲上市線	西一番踏切(柏原駅北側) ～上市法善寺線	420
22	上市大正、古町上市線	古町交差～上市4丁目交差	590
23	古町上市線	古町交差～柏原南口駅下り交差	510
24	大県上市線	上市法善寺線 ～旧170号線(大県南交差南側付近)	500
25	大県信貴線	大県南交差～健康福祉センター	110
26	太平寺26号線	旧170号線～堅下南中学校	500
27	安堂6号線	堅下南中学校～老人ホーム寿光園	100
28	安堂線	安堂北交差～堅下南中学校	600
29	高井田62、36号線	サンヒル柏原南側付近～高井田台交差	300
30	高井田白坂神社線、高井田32号線	高井田駅前交差～歴史資料館	170
31	高井田6,11号線	高井田台交差西側付近～高井田9号線	150
32	高井田9,23号線	高井田踏切～柏原東高校南側付近	1,100
33	高井田18号線	柏原東高校～芝山橋西詰	490
34	東条青谷線	青谷下交差～国分寺大橋東交差	1,090
35	青谷2号線	東条青谷線～青谷青少年運動広場	300

NO.	路線名称	区 間	延 長 (m)
36	石川片山線	片山東交差～片山庭球場～片山西交差	1,010
37	石川東線外1	石川橋東詰交差北側付近 ～企業団地西交差	1,400
38	片山玉手西線	片山交差～国分道明寺線	550
39	国分道明寺線	水道局前交差～国分駅西交差	1,500
40	片山22,23,21号線	国分道明寺線～市立体育館 ～国分道明寺線	700
41	原川線	原川橋交差～玉手山学園	1,200
42	片山8号線	国分道明寺線～円明町交差	230
43	円明11号線	片山8号線(長谷川学園南側)～石川東線	210
44	円明駒ヶ谷線、名阪南線	企業団地西交差～旭ヶ丘南交差	1,490
45	名阪北線	旭ヶ丘交差 ～旭ヶ丘2丁目・円明町字界付近	150
46	本町市場、市場国分神社線	国豊橋南詰交差南側付近 ～国分神社～東条西交差西側付近	1,230
47	本町11,19号線	国分本町4丁目交差～国分小学校前交差	400
48	田辺旭ヶ丘線	国分小学校西交差～田辺交差	260
49	本町田辺線	国分小学校前交差～国分中学校裏門	70
50	本町49、田辺12、本町田辺線	国分中学校前交差～大阪教育大学北交差	1,000
51	旭ヶ丘25,26号線	旭ヶ丘3丁目交差南側付近 ～旭ヶ丘小学校	200
52	小松橋旭ヶ丘線、名阪北線	小松橋～旭ヶ丘小学校	490
53	その他道路	弁天橋西交差～奈良県境付近	700



資料 2-2-14 避難路



資料2-2-15 避難所一覧

番号	避難所名	防災地区	指定場所床面積 (収容可能) (㎡)	収容数 (人)		避難所の指定	
						震災時	水害時
1	東大阪大学柏原高等学校	柏原	8,568	5,193	8,831		
2	自立支援センター		598	362			
3	柏原西幼稚園		392	238			
4	柏原西保育所		297	180			
5	柏原西コミュニティ会館		193	117			
6	柏原小学校		4,523	2,741			
7	柏原中学校	柏原東	4,025	2,439	5,496		
8	柏原東幼稚園		313	190			
9	公民館・図書館(文化センター)		1,422	862			
10	勤労者センター		558	338			
11	柏原東小学校		2,751	1,667			
12	法善寺保育所	堅下北	381	231	4,062		
13	堅下北小学校		2,504	1,518			
14	堅下北幼稚園		248	150			
15	堅下北コミュニティ会館		158	96			
16	堅下北中学校		3,411	2,067			
17	堅下小学校	堅下	3,043	1,844	3,035		
18	堅下幼稚園		372	225			
19	堅下保育所		231	140			
20	堅下合同会館		570	345			
21	健康福祉センター		794	481			
22	堅下南中学校	堅下南	3,330	2,018	11,744		
23	堅下南小学校		2,519	1,527			
24	市立第二体育館		609	369			
25	市民文化会館		9,244	2,801			
26	歴史資料館		370	224			
27	大阪府立修徳学院		450	273			
28	大阪府立柏原東高等学校		7,478	4,532			
29	堅上合同会館	堅上	122	74	2,092		
30	堅上中学校		2,015	1,221			
31	堅上小学校		1,171	710			
32	堅上コミュニティ会館		143	87			

次ページに続く

番号	避難所名	防災地区	指定場所床面積 (収容可能) (㎡)	収容数 (人)		避難所の指定	
						震災時	水害時
33	玉手小学校	玉手	2,730	1,655	5,588		
34	玉手幼稚園		281	170			
35	玉手コミュニティ会館		185	112			
36	玉手中学校		4,324	2,621			
37	円明保育所		300	182			
38	市立体育館		1,400	848			
39	国分合同会館	国分	693	420	6,800		
40	国分幼稚園		400	242			
41	国分小学校		3,630	2,200			
42	国分保育所		281	170			
43	国分東コミュニティ会館		189	115			
44	国分中学校		3,607	2,186			
45	国分東小学校		2,421	1,467			
46	旭ヶ丘小学校	旭ヶ丘	3,257	1,974	3,596		
47	学校法人玉手山学園		2,179	1,321			
48	老人福祉センター		496	301			
合 計			89,176	51,244			

名 称	所在地	面積(ha)	建設可能戸数	備 考
青山台公園	高井田地区	0.12	23	
片山古墳公園	片山地区	0.28	55	
玉手公園用地2	玉手地区	0.12	23	
中小企業団地北部地区第3号公園	円明地区	0.16	31	
中小企業団地北部地区第4号公園	円明地区	0.25	49	
東春日台公園	国分地区	0.13	26	
国分児童公園	国分地区	0.10	20	
高井田1号公園	高井田地区	0.48	96	
高井田2号公園	高井田地区	0.12	24	
史跡高井田横穴公園	高井田地区	3.74	747	
円明南公園	円明地区	0.16	32	
玉手公園用地1	玉手地区	0.20	39	
畑大池親水公園用地	雁多尾畑地区	0.22	43	
青谷青少年広場	青谷地区	2.11	421	
円明運動広場	円明地区	0.43	86	
片山町雨水ポンプ場	片山地区	0.53	106	
玉手山1号古墳	玉手地区	0.27	54	
円明ゲートボール場	円明地区	0.07	14	
平野こどもスポーツ広場	平野地区	0.37	74	
玉手市有地	玉手地区	0.13	26	
汚水処理場跡地駐車場	円明地区	0.14	27	
計		10.14	2,016	

資料 3-1-1 非常招集報告書

非常招集報告書 1 (各班長 各所属対策部長)

非常招集報告書

( 年 月 日 時現在 )

\_\_\_\_\_ 対策部長 様

\_\_\_\_\_ 対策部 \_\_\_\_\_ 班長

- 1 全招集者数 \_\_\_\_\_ 名  
うち 参集済者 \_\_\_\_\_ 名  
未参集者 \_\_\_\_\_ 名  
参集免除者 \_\_\_\_\_ 名

2 参集者名簿

所属	役職	氏名	参集時間	備考

3 参集免除者名簿

所属	役職	氏名	免除理由

非常招集報告書

( 年 月 日 時現在 )

総務対策部長 様

\_\_\_\_\_対策部長

1 全招集者数 \_\_\_\_\_名

うち 参集済者 \_\_\_\_\_名

未参集者 \_\_\_\_\_名

参集免除者 \_\_\_\_\_名

2 参集者名簿

別紙のとおり (各班から提出された名簿の写しを添付)

3 参集免除者名簿

別紙のとおり (各班から提出された名簿の写しを添付)

資料3-1-2 通信窓口一覧

【柏原市】

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
柏原市役所	危機管理室	安堂町1-55	072-972-1501
市立柏原病院		法善寺1-7-91	072-972-0885
国分合同会館		国分本町2-7-2	072-978-6001
堅上合同会館		雁多尾畑4812-1	072-979-0572

【消防】

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
柏原羽曳野藤井寺消防組合	通信司令室	藤井寺市青山3-613-8	072-958-0119
柏原出張所		河原町1-90	072-972-0119
国分出張所		国分本町2-5-5	072-977-0119

【大阪府】

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
大阪府	危機管理室	大阪府中央区大手前2丁目 府庁舎別館	06-6941-0351 06-6944-6021 無線 88-200-4880
八尾土木事務所	地域防災室	八尾市荘内町2-1-36府民センタービル	072-994-1515 無線 88-305-292
〃	総務企画課	〃	072-994-1515 無線 88-305-233
中部農と緑の総合事務所		〃	072-994-1515
八尾保健所		八尾市清水町1-2-5	072-994-0667

【大阪府警察】

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
大阪府警本部		大阪府中央区大手前3-1-11	06-6943-1234
柏原警察署	警備課	古町2-9-9	072-970-1234
	堅上駐在所	青谷1019-1	072-979-0556

【自衛隊（陸上自衛隊第3師団）】

機 関 名	通信窓口	所 在 地	電 話 番 号	
			昼 間	夜 間
陸上自衛隊第3師団司令部	第3部防衛班	兵庫県伊丹市広畑1-1	072-781-0021 内線 3734 無線 88-823-0	072-781-0021 内線 3734
第36普通科連隊	第3科	兵庫県伊丹市緑丘7-1-1	072-782-0001 内線 4031~4032 無線 88-824-0	072-782-0001 内線 4004

【指定行政機関及び指定地方行政機関】

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
消防庁	防災課防災情報室	東京都港区虎ノ門2-2-1	直03-5574-0119
大阪管区气象台	技術部予報課	大阪市中央区大手前4-1-76	直06-6949-6303
柏原郵便局		大正3-1-30	代072-972-0150
近畿地方建設局 大和川河川事務所		大正2-10-8	代072-971-1381
近畿地方建設局 大阪国道事務所		大阪市城東区今福西 2-12-35	代06-6932-1421

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
西日本旅客鉄道(株)柏原駅	駅長室	上市1-1-32	072-971-0059
日本電信電話(株)大阪東支店	設備部防災対策室	大阪市天王寺区 清水谷町2-37	06-6766-5820
大阪ガス(株)北東部導管部	緊急保安チーム	東大阪市稲葉2-3-17	072-966-5314
関西電力(株)羽曳野営業所	庶務課	羽曳野市軽里1-127	072-956-3381
築留土地改良区	事務局	上市2-7-32	072-972-0761
青地井手口土地改良区	事務局	古町2-7-8	072-972-0164
大和川右岸水防事務組合	事務局	大阪市住吉区 遠里小野7-8-18	06-6694-0271
近畿日本鉄道(株)国分駅	駅長室	国分本町1-2-4	072-978-6449

【公共的団体等】

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
柏原市医師会	事務局	大県4-15-35（オアシス内）	072-971-9007
大阪中河内農業協同組合 柏原支店		大正1-6-28	072-972-0276
柏原市社会福祉協議会	事務局	大県4-15-35（オアシス内）	072-972-6786
柏原市地区日赤奉仕団	事務局	安堂町1-55（社会福祉課内）	072-972-1501



【近隣市町村】

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	
			昼 間	夜 間
羽曳野市	危機管理室	羽曳野市誉田4-1-1	072-958-1111 無線88-522-2712	072-958-1111
藤井寺市	危機管理課	藤井寺市藤岡1-1-1	072-939-1111 無線88-526-4152	072-939-1111
八尾市	総務課	八尾市本町1-1-1	直072-924-9870 無線88-512-2128	072-924-3881
富田林市	危機管理課	富田林市常磐町1-1	0721-25-1000 無線 88-514-421	0721-25-1122
河内長野市	危機管理室	河内長野市原町396-3	0721-53-1111 無線88-516-3900	0721-53-1111
松原市	市民安全課	松原市阿保1-1-1	072-334-1550 無線88-517-8900	072-334-1550
東大阪市	危機管理室	東大阪市荒本北50-4	直06-4309-3130 無線88-527-8900	06-4309-3000
大阪狭山市	政策調整室 危機管理グループ	大阪狭山市狭山1-2384-1	072-366-0011 無線88-531-7900	072-366-0011
太子町	地域振興防災室	太子町山田88	0721-98-5518 無線88-540-8900	0721-98-0300
河南町	総務防災課	河南町大字白木1359-6	0721-93-2500 無線 88-541-220	0721-93-2500
千早赤阪村	総務課	千早赤阪村大字水分180	0721-72-0081 無線88-542-8900	0721-72-0081
奈良県香芝市	企画政策課	香芝市本町1397	0745-76-2001	0745-76-2001
奈良県王寺町	総務課	北葛城郡王寺町王寺2-1-23	0745-73-2001	0745-73-2001
奈良県三郷町	総務課	生駒郡三郷町勢野西1-1-1	0745-73-2101	0745-73-2101

は消防本部

被害概況報告書		平成 年 月 日
報告者所属 : _____ 役職 : _____ 氏名 : _____		
情報入手場所 : _____ 情報入手時間 : _____日_____時_____分		
通報者 氏名 : _____ 性別 : 男・女 年齢(推・実) : _____才 関係 _____		
住所 : _____ TEL - -		
報告地	報告要旨	
数値情報(確認・推定の別)	私見	
概要図		
建築物の全・半壊、道路・橋梁の通行可否(車、オートバイ、徒歩)、人の死亡・行方不明、負傷・未救出等の被害の状況と、被害を受けていない場所の状況等を図示して下さい。		

資料3-1-4 被害状況等報告様式

第4号様式(その1)

[ 災害概況即報 ]

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

災害名 \_\_\_\_\_ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所				発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式(その2)

[被害状況即報]

都道府県			区分		被害		
災害名・報告番号	災害名		田	流失・埋没	ha		
	第 報			冠 水	ha		
報告者名	( 月 日 時現在 )		畑	流失・埋没	ha		
				冠 水	ha		
区分			被害		文教施設	箇所	
区分			被害		病院	箇所	
人的被害	死者	人			道路	箇所	
	行方不明者	人			橋りょう	箇所	
	負傷者	重傷	人			河川	箇所
		軽傷	人			港湾	箇所
住家被害	全壊		棟			砂防	箇所
			世帯			清掃施設	箇所
			人			崖くずれ	箇所
	半壊		棟			鉄道不通	箇所
			世帯			被害船舶	隻
			人			水道	戸
	一部破損		棟			電話	回線
			世帯			電気	戸
			人			ガス	戸
	床上浸水		棟			ブロック塀等	箇所
			世帯				
			人				
床下浸水		棟	り災世帯数		世帯		
		世帯	り災者数		人		
		人					
非住家	公共建物	棟	火災発生	建物	件		
	その他	棟		危険物	件		
				その他	件		

[ 被害状況即報 ] ( 続き )

区 分		被 害	災害対策本部等の設置状況	都道府県				
公立文教施設	千円							
農林水産業施設	千円							
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
小 計	千円							
公共施設被害市町村数	団体							
そ の 他	農業被害	千円	災害救助法適用市町村名	市町村				
	林業被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
計			団体					
その他	千円		消防職員出動延人数	人				
被害総額	千円		消防団員出動延人数	人				
備 考	災害発生場所							
	災害発生年月日							
	災害の種類概況							
	応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況  ・ 避難の勧告・指示の状況  ・ 避難所の設置状況  ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況  ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況  ・ 災害ボランティアの活動状況							

第1号様式

[災害確定報告]

都道府県			区 分			被 害	
災 害 名 ・ 報告番号	月 日 時確定		田	流失・埋没	ha		
				冠 水	ha		
報告者名			畑	流失・埋没	ha		
				冠 水	ha		
区 分			被 害				
人的 被害	死 者	人					
	行方不明者	人					
	負傷者	重 傷	人				
		軽 傷	人				
住 家 被 害	全 壊	棟					
		世帯					
		人					
	半 壊	棟					
		世帯					
		人					
	一部損壊	棟					
		世帯					
		人					
	床上浸水	棟					
		世帯					
		人					
床下浸水	棟			り災世帯数		世帯	
	世帯			り災者数		人	
	人						
非 住 家	公共建物	棟					
	そ の 他	棟					
			火災発生	建 物	件		
			危 険 物	件			
			そ の 他	件			
			そ の 他	文 教 施 設	箇所		
				病 院	箇所		
			道 路		箇所		
			橋 り ょ う		箇所		
			河 川		箇所		
			港 湾		箇所		
			砂 防		箇所		
			清 掃 施 設		箇所		
			崖 く ず れ		箇所		
			鉄 道 普 通		箇所		
			被 害 船 舶		隻		
			水 道		戸		
			電 話		回線		
			電 気		戸		
			ガ ス		戸		
			ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所		

[災害確定報告] ( 続き )

区 分		被 害	対都 道府 県 本 災 害	名 称		
公立文教施設	千円			設 置	月 日 時	
農林水産業施設	千円		解 散		月 日 時	
公共土木施設	千円					
その他の公共施設	千円		設 災 置 害			
小 計	千円					
公共施設被害 市 町 村 数	団体		市 対 町 策 村 本 名 部	計 団体		
農 業 被 害	千円					
そ の 他	林 業 被 害	千円	災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名	計 団体		
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
そ の 他	千円			消防職員出勤 延 人 数	人	
被 害 総 額	千円			消防団員出勤 延 人 数	人	
備    考	災害発生場所					
	災害発生年月日					
	災害の概況					
	消防機関の活動状況					
	その他（避難の勧告・指示の状況）					

資料3-1-5 公用令書

従事第	号	公 用 令 書		
		住 所		
		氏 名		
災害対策基本法第71条の規定に基づき次のとおり		従事 協力	を命ずる。	
		処分権者 氏名	印	
従事すべき業務 従事すべき場所 従事すべき期間 出頭すべき日時 出頭すべき場所 備 考				

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

保管第	号	公 用 令 書		
		住 所		
		氏 名		
災害対策基本法		第71条 第78条第1項	の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。	
年 月 日				
		処分権者 氏名	印	
保管すべき 物資の種類	数 量	保管すべき 場 所	保管すべき 期 間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。



管理第 号

公 用 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法 第 71 条  
第 78 条第 1 項 の規定に基づき、次のとおり

管理  
を 使用 する。  
収用

年 月 日

処分権者 氏名

印

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

変更第 号

公 用 変 更 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法 第 71 条  
第 78 条第 1 項 の規定に基づく公用令書 ( 年 月 日第 号 )

にかかると処分を次のとおり変更したので同法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを  
交付する。

年 月 日

処分権者 氏名

印

変更した処分の内容

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

取消第 号

公 用 取 消 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法 第71条  
第78条第1項 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）  
にかかると処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。

年 月 日

処分権者 氏名

印

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

文書番号  
年 月 日

大阪府知事 様

柏原市長

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を  
要求します。

記

- 1 災害の情况及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考事項

文書番号  
年 月 日

大阪府知事 様

柏原市長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

- 1 撤収要請日時
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考事項

資料 3-1-7 地すべり・急傾斜地災害報告

緊急・詳細報告用

第 報

災 害 報 告 ( 地 す べ り )

( 年 月 日 時 現在 )

発生場所	[ 都・道・府・県 ]		[ 市・郡 ]		[ 区・町・村 ]		大字		地区名		
	発生日時		[ 不明・調査中・確認済 ]		年 月 日 時						
気象状況	異常気象名				観測所名	災害発生場所からの距離 km					
	連続雨量	mm	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時								
	最大24時間雨量	mm/24hr	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時								
地すべり規模	最大時間雨量	mm/hr	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時								
	幅 m		長さ m	斜面勾配 度	移動層厚 m	拡大の見込	有・無				
		保全対象人家戸数		戸	公共施設						
移動状況	最大時間移動量(時速)	m or mm	年 月 日 時 ~ 時		観測地点						
	移動総量	m or mm	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分		観測地点						
	近年の移動履歴	有・無		年 月 日 時 ~ 年 月 日 時							
	変状	き裂	有・無	陥没	有・無	隆起	有・無	湧水	有・無	末端の押出の有無	有・無
危険箇所	地すべり危険箇所	該当	有・無		危険度 [ A・B・C ]			所管 [ 国土・林・農 ]			
	地すべり防止区域	指定	有・無	指定年	年	既設対策工の有無		有・無	所管 [ 国土・林・農 ]		
被害状況	人的被害	死者	( ) ( ) 名		被害者年齢	才		(種類・面積)			
		行方不明	( ) ( ) 名			才					
		負傷者	( ) ( ) 名			才					
	人家被害	全壊・流出	( ) ( ) 戸	木造	( ) ( ) 戸	RC	( ) ( ) 戸	(公共施設・災害弱者関連施設(重要・一般)の名称は要記載)			
		半壊	( ) ( ) 戸	木造	( ) ( ) 戸	RC	( ) ( ) 戸				
		一部損壊	( ) ( ) 戸	木造	( ) ( ) 戸	RC	( ) ( ) 戸				
非住家被害		戸	宅地擁壁の被害		戸(空積・練積・RC・その他)						
公共土木施設被害(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)		(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)									
その他											
避難状況(集落名、種類(勧告・指示・自主)世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻等を記載)											
対応状況(どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したか or する予定か)											
災害関連緊急事業申請の有無 [ 有・無・調査中 ]											
関係法令等(該当する項目をつける)	直轄	砂防指定地				旧住宅造成事業に関する法律の適用区域					
	保安林	土石流危険渓流 [ . . 準ずる ]				建築基準法による災害危険区域					
	国有林	急傾斜地崩壊危険区域				建築基準法により条例で建築を制限している区域					
	民有林	急傾斜地崩壊危険箇所				宅地造成工事規制区域					
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域				宅造基準条例の適用区域						
	土砂災害特別警戒区域				土砂災害警戒区域						
	災害対策基本法防災計画区域										
その他( )											
報告者	所属	氏名				所属	氏名				
	所属	氏名				所属	氏名				
第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること						座標	北緯	度	分	秒	
							東経	度	分	秒	

地区名 \_\_\_\_\_

平面図

断面図

写真は別途 e-mail にて送付すること

緊急・詳細報告用

災 害 報 告 ( が け 崩 れ )

( 年 月 日 時 現在 )

おこした発生場所	[ 都・道・府・県 ]		[ 市・郡 ]		[ 区・町・村 ]		大字		地区名		
	発 生 日 時		[ 不明・調査中・確認済 ]		年 月 日		時				
気象状況	異常気象名		観測所名		災害発生場所からの距離 km						
	連続雨量		mm	年 月 日 時 ~		年 月 日 時					
	最大24時間雨量		mm/24hr	年 月 日 時 ~		年 月 日 時					
最大時間雨量		mm/hr	年 月 日 時 ~		年 月 日 時						
斜面の種類	自然斜面	H =	m		横断面 (別途添付しても良い)				概況平面図 (別途添付しても良い)		
	人工斜面	H =	m								
勾配 1				度							
拡大の見込み		[ 有・無 ]									
保全対象人家戸数		戸									
崩壊の状況	高さ	m		巾	m						
	面積	m <sup>2</sup>		勾配 2	度						
	崩壊又は流出土砂量		m <sup>3</sup>								
	がけ下端の堆積深		m								
	がけ下端と被害家屋までの距離		家屋	m							
	被害家屋位置の堆積深		家屋	m							
	崩土の到達距離		m								
	その他										
被害状況	人的被害	死者	( ) ( ) 名		被害者年齢	才 (公共施設・災害弱者関連施設(重要・一般)の名称は要記載)					
		行方不明	( ) ( ) 名			才					
		負傷者	( ) ( ) 名			才					
	物的被害	人家	全壊・流出	( ) ( ) 戸	木造	( ) ( ) 戸	RC	( ) ( ) 戸			
			半壊	( ) ( ) 戸	木造	( ) ( ) 戸	RC	( ) ( ) 戸			
			一部損壊	( ) ( ) 戸	木造	( ) ( ) 戸	RC	( ) ( ) 戸			
非住家被害		戸	宅地擁壁の被害		戸 (空積・練積・RC・その他)						
公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物 等)		(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)									
その他											
避難状況 (集落名、種類 (勧告・指示・自主) 世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)											
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したか or する予定か)											
					災害関連緊急事業申請の有無 [ 有・無・調査中 ]						
関係法令等 (該当する項目をつける)	直轄	砂防指定地			地すべり防止区域 [ 国土・林・農 ]						
	保安林	急傾斜地崩壊危険区域			旧住宅造成事業に関する法律の適用区域						
	国有林	土砂災害特別警戒区域			建築基準法による災害危険区域						
	民有林	土砂災害警戒区域			建築基準法により条例で建築を制限している区域						
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域			宅地造成工事規制区域							
	災害対策基本法防災計画区域			宅造基準条例の適用区域							
	急傾斜地崩壊危険実態調査箇所			地帯番号				箇所番号			
その他 ( )											
報告者	所属 氏名				所属 氏名						
	所属 氏名				所属 氏名						
第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること					座標	北緯	度	分	秒		
写真は必要に応じ別途 e-mail にて送付のこと						東経	度	分	秒		

緊急報告用

第 報

災害報告(土石流等)

( 年 月 日 時 現在 )

ふりがな 発生場所	[ 都・道・府・県 ]	[ 市・郡 ]	[ 区・町・村 ]	大字	地区名		
ふりがな 河川	1級・2級・その他		水系		川 [ 沢・川・谷 ]		
発生日時	[ 不明・調査中・確認済 ]	年	月	日	時 分		
災害形態	土石流、土砂流・山腹崩壊・山林火災・その他 ( )						
気象 状況	異常気象名				観測所名		
	連続雨量	mm	年	月	日 時 ~ 年 月 日 時		
	最大 24 時間雨量	mm/24hr	年	月	日 時 ~ 年 月 日 時		
	最大 時間雨量	mm/hr	年	月	日 時 ~ 年 月 日 時		
土砂流出状況	流出土砂量	m <sup>3</sup>	河道閉塞	有・無	堆積状況 河積の / 程度		
溪流の情報	区分	・ 準ずる ・ 危険溪流ではない			流域面積 km <sup>2</sup> 河床勾配 1 /		
被害 状況	人的 被害	死者	名	被害者 年齢	才 才 才	農地 被害 (種類・面積)	概略のポンチ絵(別途添付してもよい)
		行方不明	名				
		負傷者	名				
	人家 被害	全壊・流出	戸	(公共施設・災害弱者関連施設(重要・一般)の名称は要記載)			
		半壊	戸				
		一部損壊	戸				
床上浸水		戸					
非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸(空積・練積・RC・その他)				
公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)						
二次災害の可能性	(有・無)						
保全 対象	km 下流に人家 戸 ( 人 )		道路名等				
	(その他)						
避難状況(集落名、種類(勧告・指示・自主) 世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)							
対応状況 (どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したか or する予定か)							
				災害関連緊急事業申請の有無	[ 有・無・調査中 ]		
関係法令等 (該当する 項目に つける)	直轄	砂防指定地( 年指定)		地すべり防止区域[ 国土・林・農 ]			
	保安林	河川区域[ 1級・2級・準用・普通 ]		急傾斜地崩壊危険区域			
	国有林	土砂災害特別警戒区域		建築基準法による災害危険区域			
	民有林	土砂災害警戒区域		建築基準法により条例で建築を制限している区域			
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		宅地造成工事規制区域				
その他( )							
報告者	所属	氏名			所属	氏名	
	所属	氏名			所属	氏名	

[ 添付図面等 ]

都道府県全体が含まれる位置図、概況平面図、土砂流出状況が分かるポンチ絵、関連記事  
 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること  
 写真は、別途 e-mail にて送付すること



（溪流名）

災 害 報 告（土石流等）

（ 年 月 日 時 現在）

（調査中・ 気象状況 確認済・ 不明）	観測所名及び溪流（谷出口）との距離		観測所名	距離	km						
	連続雨量		（緊急報告に記載）								
	最大24時間雨量		（緊急報告に記載）								
	最大時間雨量		（緊急報告に記載）								
	上記連続雨量以前1週間の連続総雨量（前期降雨）		mm 年 月 日 時 ~ 年 月 日 時								
	積雪・融雪状況		観測所と溪流（谷出口）との標高差	m	雨量状況については累加雨量グラフ、時間雨量表を、積雪・融雪状況については土石流発生に関する1週間の気温、土石流発生に関する1週間の積雪及び日雨量を別紙に添付する。ここで、土石流の発生時刻が明らかな場合はグラフ中に矢印で明記すること。						
		風向（災害発生時）									
		風力（災害発生時）	m/s								
保全対象 土石流危険溪流または準ずる溪流の場合のみ危険溪流カルテの内容を記入 [ 調査中・確認済 ]		人家戸数	戸								
		人口	人								
		耕地面積	ha								
		災害弱者関連施設	1有・2無	施設名							
		公共施設	1有・2無	施設名							
		土石流氾濫区域の面積	m <sup>2</sup>								
土砂災害防止法 土石流による建物被害数を、法指定の範囲内外、及び構造の別で該当する数をそれぞれ記入する。 [ 調査中・確認済 ]		特別警戒区域		警戒区域							
		人的被害	死者	名	名			特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域
			行方不明	名	名						
			負傷者	名	名						
		人家被害	全壊・流出	戸	戸	木造	戸	戸	R C	戸	戸
半壊	戸		戸	木造	戸	戸	R C	戸	戸		
一部損壊	戸		戸	木造	戸	戸	R C	戸	戸		
防災計画	市町村地域防災計画への記載	溪流名	[ 無・有 ]								
		避難場所	施設名	[ 無・有 ]							
		避難経路	[ 無・有 ]								
		表示板設置	[ 無・有 ] ( 箇所 )								
		警戒避難基準雨量の設定	[ 無・有 ]	連続雨量	mm	時間雨量	mm/hr				
現地調査結果	土砂流出状況	[ 無・有 ]	氾濫面積		氾濫区域		氾濫区域		氾濫区域		
			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		
			平均堆積深		m		m		m		
			最大堆積深		m		m		m		
			氾濫最大延長×氾濫最大幅		m × m						
			氾濫終息点の勾配		度						
	流域内の既存施設	[ 無・有 ]	合計	基		(透過型)		(不透過型)			
			(砂防)	基		基		基		基	
			(治山)	基		基		基		基	
			(所管不明)	基		基		基		基	
天然ダム	[ 無・有 ]										
崩壊地付近の亀裂	[ 無・有 ]										
流木の堆積場所	[ 無・有 ]	堆砂区域上流 ・ 堆砂地内 ・ 水通し部 ・ ダム下流部									
	[ 無・有 ]	その他 ( )									
通報者または第一発見者(該当する項目をつける)		[ 確認済・不明 ]	市町村(部署名)								
			住民								
			その他								
		座標	北緯	度	分	秒	東経	度	分	秒	

資料3-1-9 市有車両一覧

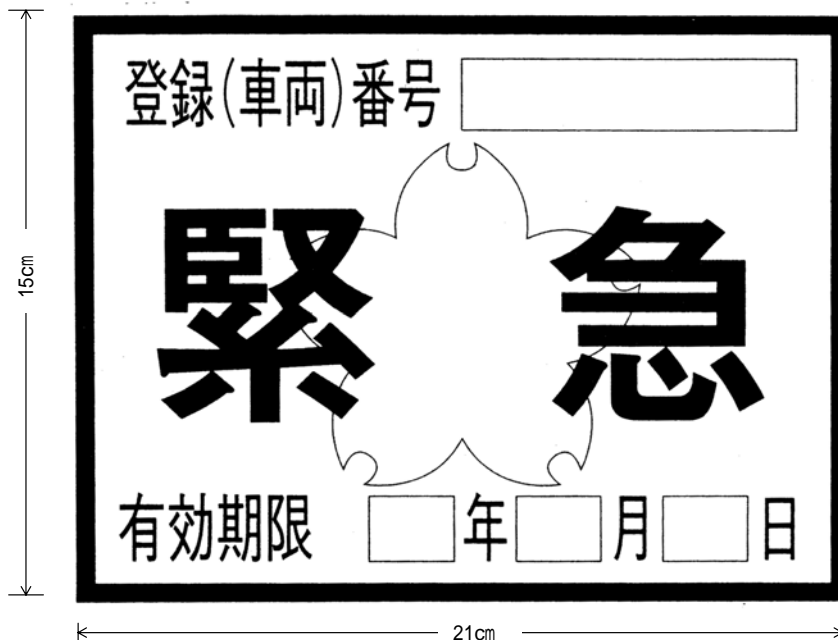
種類	所属		上下水道部(水道)	病院	計	
	本	庁				
乗用車	5		2	1	8	
消防ポンプ車	5				5	
軽消防車	2				2	
消防人員輸送車等	指令車含	4			4	
小型ライトバン	ジ-プ含	8	1	1	10	
小型トラック	バッカ-含	10	1		11	
マイクロバス	24人乗り	2			5	
	29人乗り	3				
ワゴン車	10人乗り	1			3	
	15人乗り	2				
軽ライトバン		38	9		47	
軽トラック		3			3	
緊急車	公応作業車	1	公応作業車	1	3	
	警備車	1				
特種車		1		患者輸送	1	2
原付二輪車		20	2		22	
特殊車		1			1	
(車)計		107	16	3	126	

資料3-1-10 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		知 事 印 公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	( ) 局 番
	氏 名	
通行日時		
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

資料3-1-11 緊急通行車両標章



- 備考 1) 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)」番号、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2) 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

資料3-2-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

別表第一(第三条関係)

(昭四五規則一〇〇・昭四六規則五九・昭四七規則七四・昭四八規則九九・昭四九規則四・昭四九規則七〇・昭四九規則九五・昭五〇規則五八・昭五一規則九三・昭五二規則五三・昭五三規則六〇・昭五四規則四〇・昭五五規則七一・昭五六規則五五・昭五七規則三六・昭五八規則五六・昭五九規則六七・昭六〇規則五八・昭六一規則五九・昭六二規則七二・昭六三規則六三・平元規則四九・平二規則四七・平三規則四六・平四規則六六・平五規則六一・平六規則六二・平七規則六四・平一〇規則七・平一〇規則七八・平一二規則二二・平一四規則一・平一五規則四二・平一六規則一九・平一六規則六三・平一七規則一二一・平一八規則一一〇・一部改正)

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
収容施設の 供与	避難所	<p>一 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。</p> <p>二 学校、公民館等既存建物に収容するのを原則とするが、これら適当な建物を得がたいときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して収容する。</p> <p>三 設置のため支出できる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。</p> <p>イ 基本額 避難所設置費 百人一日につき 三万円</p> <p>ロ 加算額(冬期(十月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。)に限る。) 別に定める額</p>	災害発生の日から七日以内
	応急仮設住宅	<p>一 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容する。</p> <p>二 一戸当たりの規模は二九・七平方メートルを基準とし、その設置のために支出できる費用は二百三十四万二千元以内とする。</p> <p>三 同一敷地内又は近接する地域内に五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。この場合において、一施設当たりの規模及びその施設のために支出できる費用は、二にかかわらず、別に定める。</p> <p>四 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要するものを二人以上収容し、並びに老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置することができる。</p> <p>五 災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置する。</p> <p>六 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これに収容することができる。</p> <p>七 災害発生の日から二十日以内に借上げを実施する。</p>	完成の日から二年以内

救助の種類		救助の程度及び方法					救助の期間
炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の給与	<p>一 避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者(以下この項において「被災者」という。)に対して行う。</p> <p>二 被災者が直ちに食することができる現物による。</p> <p>三 支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、一人一日につき千十円以内とする。</p> <p>四 被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、救助の期間内に三日分以内を現物により支給することができる。</p>					災害発生の日から七日以内
	飲料水の供給	<p>一 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。</p> <p>二 支出できる費用は、水の購入並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>					災害発生の日から七日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		<p>一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲において現物をもつて行う。</p> <p>イ 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>ロ 日用品</p> <p>ハ 炊事用具及び食器</p> <p>ニ 光熱材料</p> <p>三 支出できる費用は、期別及び世帯区分により、一世帯につき次の表に掲げる額の範囲とする。</p>					災害発生の日から十日以内
区分	期別	世帯区分					
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上一人増すごとに加算する額
住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏期	円 17,200	円 22,100	円 32,600	円 39,000	円 49,500	円 7,200
	冬期	28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏期	5,600	7,500	11,300	13,700	17,400	2,400
	冬期	9,000	11,900	16,800	19,900	25,200	3,300
備考 「夏期」とは四月一日から九月三十日までに災害が発生した場合をいい、「冬期」とは十月一日から翌年三月三十一日までに災害が発生した場合をいう。							

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
医療及び助産	医療	<p>一 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。</p> <p>二 救護班によつて行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。)が、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。)において行うことができる。</p> <p>三 次の範囲内において行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 診療</li> <li>ロ 薬剤又は治療材料の支給</li> <li>ハ 処置、手術その他の治療及び施術</li> <li>ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容</li> <li>ホ 看護</li> </ul> <p>四 支出できる費用は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費</li> <li>ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内</li> <li>ハ 施術所による場合 協定料金の額以内</li> </ul>	災害発生の日から十四日以内
	助産	<p>一 災害発生の日以前七日以内又は当該日以後七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失つたものに対して行う。</p> <p>二 次の範囲内において行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 分べんの介助</li> <li>ロ 分べん前及び分べん後の処置</li> <li>ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</li> </ul> <p>三 支出できる費用は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</li> <li>ロ 助産師による場合 慣行料金の百分の八十以内の額</li> </ul>	分べんした日から七日以内
災害にかかった者の救出		<p>一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。</p> <p>二 支出できる費用は、舟艇その他救出のための機関、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から三日以内
災害にかかった住宅の応急修理		<p>一 災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行う。</p> <p>二 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行う。</p> <p>三 支出できる費用は、一世帯につき五十万円以内とする。</p>	災害発生の日から一月以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
生業に必要な資金の貸与	<p>一 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。</p> <p>二 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸し付ける。</p> <p>三 貸付できる金額は、次の範囲内とする。</p> <p>イ 生業費 一件につき三万円</p> <p>ロ 就職支度費 一件につき一万五千元</p> <p>四 貸付期間は二年以内で、利子は無利子とする。</p>	災害発生の日から一月以内
学用品の給与	<p>一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある小学校児童(盲学校、聾学校及び養護学校(以下「養護教育諸学校」という。))の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び養護教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等生徒等(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、養護教育諸学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校(以下同じ。))の学生をいう。以下同じ。))に対して行う。</p> <p>二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもつて行う。</p> <p>イ 教科書</p> <p>ロ 文房具</p> <p>ハ 通学用品</p> <p>三 支出できる費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>イ 教科書代</p> <p>(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>(2) 高等学校等生徒等 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>ロ 文房具費及び通学用品費</p> <p>(1) 小学校児童 一人につき 四千円</p> <p>(2) 中学校生徒 一人につき 四千四百円</p> <p>(3) 高等学校等生徒等 一人につき 四千八百円</p>	災害発生の日から、教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内
埋葬	<p>一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。</p> <p>二 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもつて行う。</p> <p>イ 棺(附属品を含む。)</p> <p>ロ 埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費を含む。)</p> <p>ハ 骨つば及び骨箱</p> <p>三 支出できる費用は、一体につき大人十九万九千円以内、小人十五万九千二百円以内とする。</p>	災害発生の日から十日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
死体の捜索	<p>一 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。</p> <p>二 支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から十日以内
死体の処理	<p>一 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。</p> <p>二 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>ロ 検索</p> <p>ハ 死体の一時保存</p> <p>三 検索は、原則として救護班によつて行う。</p> <p>四 支出できる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合せ、消毒等の処理のための費用 一体につき 三千三百円</p> <p>ロ 死体の一時保存のための費用</p> <p>(1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費</p> <p>(2) 既存建物を利用できない場合 一体につき五千円以内</p> <p>(3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>ハ 救護班により検索ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内</p>	災害発生の日から十日以内
災害によつて住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	<p>一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。</p> <p>二 支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯につき十三万七千円以内とする。</p>	災害発生の日から十日以内
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>一 次の範囲内において行なう。</p> <p>イ 被災者の避難</p> <p>ロ 医療及び助産</p> <p>ハ 災害にかかった者の救出</p> <p>ニ 飲料水の供給</p> <p>ホ 死体の捜査</p> <p>ヘ 死体の処理</p> <p>ト 救助用物資の整理配分</p> <p>二 支出できる費用は、当該地域における通常の実費とする。</p>	当該救助の実施が認められる期間以内



別表第二(第四条関係)

(昭四八規則九九・全改、昭四九規則七〇・昭五〇規則五八・昭五一規則九三・昭五二規則五三・昭五三規則六〇・昭五四規則四〇・昭五六規則五五・昭五七規則三六・昭五九規則六七・昭六〇規則五八・昭六一規則五九・昭六二規則七二・昭六三規則六三・平元規則四九・平二規則四七・平三規則四六・平四規則六六・平五規則六一・平六規則六二・平七規則六四・平一〇規則七・平一〇規則七八・平一二規則二二・平一四規則一・平一五規則四二・平一六規則一九・平一六規則六三・平一八規則一九・一部改正)

救助業務従事者の区分		実費弁償の範囲			
		日 当	時間外勤務手当	旅 費	
政令第十条第一号から第四号までに掲げる者	医師及び歯科医師	17,400 円以内	日当の額を八で除して得た額を勤務時間一時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)第二十一条第二項の規定により算定した額以内	職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号。以下「旅費条例」という。)による二級職相当額以内	
	薬剤師	11,900 円以内			旅費条例による一級職相当額以内
	保健師、助産師及び看護師	11,400 円以内		旅費条例による二級職相当額以内	
	土木技術者及び建築技術者	17,200 円以内			
	大工、左官及びとび職	20,700 円以内			
政令第十条第五号から第十号までに掲げる者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその百分の三の額を加算した額以内			

別表第三(第五条関係)

(昭五〇規則五八・昭五六規則五五・昭六一規則五九・平一四規則一・一部改正)

対象者	支給基礎額
政令第十四条第二項第二号に規定する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)に規定する労働者でない者	事故発生の日前一年間におけるその者の所得(通常得ている所得以外の所得を除く。以下同じ。)の額を三百六十五で除して得た額に相当する額とする。ただし、その者の所得額が、その地方で同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の事故発生の日から一年間の所得の平均額を三百六十五で除して得た額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、原則として標準収入額に相当する額とする。
政令第十四条第二項第三号に規定する救助に関する業務に協力した者	一 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和二十七年政令第四百二十九号。以下「警察協力者令」という。)第五条第二項に規定する額に相当する額とする。 二 事故の発生した日において他に生計のみちがなく、主として政令第十四条第二項第三号に規定する協力者(以下「協力者」という。)の扶助を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、一の金額に警察協力者令第五条第三項に定める額を加算する。

避難者名簿(世帯単位)

入所年月日		年 月 日		住 所 電話番号	〒  ( ) -
あなたの家族で「ここに避難した人だけ」記入してください。					
ふりがな 氏 名		年齢	性別		
世帯主			男・女	家屋の被害状況	全壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊 断水・停電・ガス停止・電話不通
ご家族			男・女	親族など連絡先	〒  ( ) -
			男・女		
			男・女	避難情報	あなたの家族は全員避難していますか。 イ. 全員避難した ロ. まだ残っている。 どなたですか。 ( ) ( ) ( ) ( )
			男・女	安否情報	あなたの家族は全員連絡が取れましたか。 イ. 全員連絡が取れた。 ロ. まだ取れていない。 どなたですか。 ( ) ( ) ( ) ( )
			男・女		
特別な配慮				ペットの状況等	
家族の中に、病気や食事制限などの特別な配慮を必要とする方がいるなど、注意点があつたらお書きください。				ペットの種類 ( ) 計 頭( ) ペットの種類 ( ) 計 頭( ) 同行・置き去り・行方不明 備考	
安否の問い合わせがあつた場合、住所、氏名を答えてもよいですか。				はい ・ いいえ	
退出年月日		年 月 日			
転出先		〒 電話番号( ) -			
備考(この欄には記入しないでください。)					

内容に変更がある場合は、速やかに被災者管理班に申し出て、修正してください。

資料3-2-3 避難所状況報告書

避難所状況報告書(第1報(参集後すぐ))

第1報においては、分かるものだけで報告してもかまいません。

避難所名		災害対策本部報告先
開設日時	月 日 時 分	FAX
避難種別	勧告・指示・自主避難	電話
		災害対策本部受信者名

避難日時	月 日 時 分	報告者名	
避難所	FAX番号	電話番号	
受信手段	・伝令	・その他( )	
避難人数	約 人	避難世帯数	約 世帯
周辺の状況	建物安全確認	未実施・安全・要注意・危険	
	人命救助	不要・必要(約 人)・不明	
	延焼	なし・延焼中(約 件)・大火の危険	
	土砂崩れ	未発見・あり・警戒中	
	ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通	
	道路状況	通行可・渋滞・片道通行・通行不可	
	建物倒壊	ほとんどなし・あり(約 件)・不明	
緊急を要する事項(具体的に箇条書き)			
参集した避難所担当職員	所属	職	氏名
参集した施設管理者	所属	職	氏名

## 食糧依頼伝票

避難所	依頼日時			月	日	時	分
	ふりがな 避難所名						
	住 所						
	ふりがな 担当者名						
	電話			FAX			
	依頼数	避難者用		食	(うち	やわらかい食事	食)
		在宅被災者用		食	(うち	やわらかい食事	食)
合 計		食	(うち	やわらかい食事	食)		
その他の依頼内容							
災害対策本部	受信日時			月	日	時	分
	担当者名						
	処理時刻			月	日	時	分
	配送数	避難者用		食	(うち	やわらかい食事	食)
		在宅被災者用		食	(うち	やわらかい食事	食)
		合 計		食	(うち	やわらかい食事	食)
	発注業者						
配送業者							
配送確認時間							

物資依頼伝票

依頼日時 月 日 時 分				発注先業者名		
ふりがな 避難所名				電話 FAX		
住 所				伝票 伝票枚数		
ふりがな 担当者名				本部受付日時 月 日 時 分		
電話 FAX				本部受信者名		
				電話 FAX		
	品 名	サイズなど	数 量	出荷数量	個口	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

・一行につき一品、サイズごとに記入し、数量はキリのいい数で注文してください。

・性別などは「サイズなど」の欄に記入してください。

個口合計

・食料・物資班はこの伝票に記入し、災害対策本部に原則としてFAXで配達・注文を依頼してください。

・FAXが使えない場合は、必ず控えを残しておいてください。

・食料・物資班は、受領時に「物資受払簿」に記入してください。

出荷日時 月 日 時 分			
配達者名			
電話			
FAX			
配達日時 月 日 時 分			

避難所 受領 サイン	
------------------	--



## 資料3-2-7 防災備蓄品一覧表

平成19年4月1日現在

品 目	数 量
バック毛布	880 枚
救護用テント(2間×4間)	9 張
ラジオ付き懐中電灯	44 個
アルファ化米・乾パン	3,500 食
ブルーシート(3.6m×5.4m)	160 枚
缶入り寝袋	51 個
簡易トイレ(ボックス式)	2 台
簡易トイレ	48 台
平担架	5 台
折りたたみ担架	4 台
チェーンソー	4 台
エンジンカッター	1 台
発電機	3 台
コードリール(30m、50m)	15 台
投光機(2灯式)	5 台
発電機搭載型投光機	1 台
ポール(60cm、80cm)	66 本
かけや	7 本
剣スコップ	49 本
角スコップ	34 本
爪付きジャッキ	2 台
水中ポンプ	3 台
組立式リヤカー	1 台